

概要版

宇部市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

みんなで共創する『こどもまんなかのまち 宇部』

～ すべてのこどもの幸せを守る ～



令和7年3月
宇部市

1 計画の趣旨

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」においても、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう社会全体で支える「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされています。

本市では、これらを受けて、本市の未来を担う全てのこどもたちが、将来に夢を持ち健やかに育つことができるとともに、安心してこどもを生き育てることができる環境づくりを推進するため、「宇部市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」の性格を併せ持ちます。そして、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含し、「宇部市保育実施計画」と一体的に策定するものです。

また、国の示す「こども大綱」や山口県が策定するこども計画を勘案するとともに、「第五次宇部市総合計画」をはじめとする関連計画と整合を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和11年度には、計画の達成状況を確認し、次期計画の策定に取り掛かります。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期宇部市子ども・子育て支援事業計画		宇部市こども計画					
第2期宇部市子どもの貧困対策推進計画							
第2期宇部市保育実施計画							
						評価・次期計画策定	次期計画

4 計画の基本理念

本計画では、「第2期宇部市子ども・子育て支援事業計画」に掲げた目標「未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、夢を持てる環境づくり」や『こども大綱』、第五次宇部市総合計画が目指すまちづくりも踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

「こどもまんなか社会」の実現に向けては、当事者である子どもを中心に、支援に取り組む関係機関等と行政が共に意見を出し合い、アクションを起こすことで、全てのこどもが自分の希望や能力を活かし、自分らしく健やかに、幸せに成長できるよう社会全体で支える、『こどもまんなかのまち 宇部』を創っていくことを本計画の基本理念とします。

【宇部市こども計画の基本理念】

みんなで共創する
『こどもまんなかのまち 宇部』
～ すべてのこどもの幸せを守る ～



5 重点施策

重点施策1 こどもの権利を尊重し、自分で未来を選択できる「まち」

全てのこども・若者に対して、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容を踏まえて、自らがかけがえのない存在であることを伝えていくことが重要です。

さらに、こどもや若者の最善の利益を実現する観点から、特に声を上げにくい状況にあるこどもや若者に配慮しながら、意見を表明しやすい環境を整えるとともに、年齢や発達に応じて彼らの意見を尊重する必要があります。

本市のまちづくりにおいても、こども・若者の意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討し、取り組みます。また、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障することが求められており、自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を、様々な場において確保していくとします。

【主な事業・取組】

- こどもの人権の尊重や擁護についての教育・啓発の充実
- こども・若者からの意見募集
- こども福祉と学校教育の連携
- など

重点施策2 こども・若者が未来に夢を持ち健やかに成長できる「まち」

こども・若者の幸せな将来の実現に向けて、ライフステージに応じたこどもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため、健康診査の充実や医療費自己負担の無償化等に取り組むことでこどもたちの健全な発育・発達を支援するとともに、多様な体験機会や質の高い教育等を提供することでこどもたちの自己肯定感や自己有用感を高め、自分の尊厳を大切にしながら社会で自分らしく生きられるよう支援します。

また、貧困や格差など置かれた状況に関わらず、全てのこどもが互いに人格や個性、多様性を尊重し、安全で安心して過ごせる多くの場所を作ります。

さらに、若者に対しては、自分の適性を理解しながら進学、就職、結婚、出産といった様々なライフイベントに向き合い、その選択が尊重されるような様々な相談支援の取組を行うとともに、若者の活躍を後押しするため、共創の手法により、若者のアイデアを若者主体で検討・実践する体制を構築します。

【主な事業・取組】

- こどもの医療費の自己負担の無償化
- こどもの体験活動の推進
- キャリア教育推進事業
- トップアスリート、アーティスト招聘
- こどもの学習支援事業
- こども・若者相談支援拠点事業
- 多世代交流スペース活用事業
- 学生が活躍するまちづくり など

重点施策3 安心して子育てできる環境が整った「まち」

こどもの健全な育ちのためには、子育ての当事者である保護者が抱く不安や負担感の軽減に取り組むことが重要です。そのため、保護者に対して、子育て情報の提供や相談体制の充実、保護者同士の交流の場の整備、子育て支援の専門人材の育成、家庭の子育て力を高める支援など、安心して子育てができる環境を整備します。

また、多様なライフスタイルや就業形態に対応し、保護者の状況やこどもの発達に応じて様々な保育サービスを提供できる体制を整え、質の高い保育の充実や一体的な提供を推進します。さらに、企業に対して子育て家庭への理解を促し、働きやすい環境やワーク・ライフ・バランスの実現を図り、子育てしやすい仕組みづくりにも取り組みます。

【主な事業・取組】

- 妊娠期からの早期支援の実施
- 地域子育て支援拠点事業
- ひとり親家庭等自立支援推進事業
- 保育内容の充実
- 病児・病後児保育事業
- 学童保育事業の拡充
- こどもの医療費の自己負担の無償化 など

6 施策体系

本計画では、「みんなで共創する『こどもまんなかのまち 宇部』～すべてのこどもの幸せを守る～」の実現に向けて、次の3つの基本目標に沿って施策・事業を効果的に推進します。

[基本理念]

みんなで共創する『こどもまんなかのまち 宇部』
 ～すべてのこどもの幸せを守る～

[基本目標]

1 子育て・子育てを支える基盤づくり

2 こどもの将来にわたるウェルビーイングの実現

3 子育て当事者が健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるまちの実現

[施策テーマ]

(1) こども・若者が権利の主体であることへの取組

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりへの取組

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

(4) こどもの貧困対策

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

(7) 自殺、薬物、犯罪などからこども・若者を守る取組

(8) 多様性を認め合う社会の実現

誕生
 幼児期
 から

(1) 妊産婦とこどもの健康の確保及び増進

(2) 親子の成長と交流の場の支援

(3) 就学前児童の教育・保育の提供

学童期
 思春期
 から

(1) 学習環境の向上

(2) 健康な体と心を育む環境づくり

(3) 安心して過ごすことができる環境づくり

青年期

(1) 学びの支援や就労・雇用の支援

(2) 出会いや結婚の支援

(3) 生きづらさを感じる若者の支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

(3) 共働き・共育の推進

(4) ひとり親家庭への支援

7 計画の推進

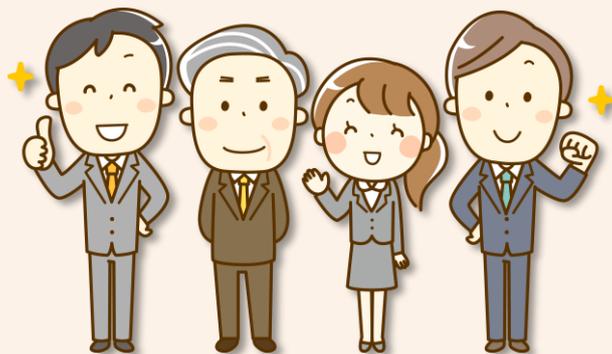
計画の推進にあたっては、以下の点に留意し、こども・若者や子育て当事者の社会参画・意見反映とともに、様々な取り組みを通じて、「こどもまんなかのまち 宇部」の実現を目指します。

- (1) 本市の施策決定等へのこども・若者・子育て当事者の参画促進
- (2) 声をあげづらいこども・若者も含め多様な声を施策に反映させる工夫
- (3) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- (4) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- (5) 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- (6) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- (7) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

8 計画の進捗管理・評価

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課の具体的施策の進捗状況について把握するとともに、「宇部市子ども・子育て審議会」において、施策の進捗状況について、点検・評価し、必要に応じて見直しを行います。

なお、こども・若者の意見を施策に反映するため、同審議会の委員に若者を登用します。



宇部市子ども計画【概要版】

発行年月：令和7年3月

発行：宇部市 子ども未来部 子ども政策課

TEL:0836-34-8566 FAX:0836-22-6051